

# 山口市森林境界意見集約図閲覧に関する事務取扱要領

令和7年4月1日

## 第1 趣旨

この要領は、森林境界意見集約図（以下「集約図」という。）の適正な管理及び円滑な情報の公開などの取扱について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この要領において、森林境界意見集約図とは、森林所有者・森林管理者から意見を聞き、了解を得られた森林所有者・管理者の情報を整理した図面のことをいう。

## 第3 集約図の配備

集約図は、山口市役所山口総合支所農林整備課に配備する。

## 第4 利用上の留意事項

- (1) 集約図に掲載する情報は、森林簿情報を基に関係者からの聞き取りにより整理した情報であること。
- (2) 集約図に示された管理者は、法務局備え付け土地登記簿に記載された土地所有者とは異なる場合があること。
- (3) 集約図は、所有権、土地境界線、面積等について法的根拠やこれを確定するものではないこと。

## 第5 閲覧に関する取扱

### 1 閲覧申請についての方法

「森林境界意見集約図閲覧申請書」（第1号様式）を提出させ、併せて、申請者本人であることを確認できる書類を確認すること。

### 2 閲覧の決定等

前項の申請を受けたときは、申請書に必要事項が記載されていることを確認し、集約図の閲覧をさせることが適当であると認めたときは、「森林境界意見集約図閲覧台帳」（第2号様式）に記載し、閲覧に供するものとする。

## 第6 その他

その他、この要領に定めのない事項については別に定める。

## 附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。